

## 東京都板橋区社会教育会館の利用に関する基準

平成 11 年 3 月 9 日 教育長決定

### (目的)

第 1 条 この基準は、東京都板橋区社会教育会館（以下「会館」という。）の利用に関し必要なことを定めることを目的とする。

### (施設)

第 2 条 会館における施設は、一般に開放する施設を除き別表のとおりとする。

### (社会教育関係団体)

第 3 条 この基準で「社会教育関係団体」とは、社会教育法（昭和 24 年 6 月 10 日法律第 207 号）第 10 条に規定する団体で、次に掲げる要件を具備し、自主的に相互学習を行うものをいう。

- (1) 構成員が 4 人以上であること。
  - (2) 構成員の半数以上は、板橋区に在住、在勤又は在学している者であること。
  - (3) 代表者は、満 15 歳以上（中学生を除く。）の板橋区に在住、在勤又は在学している者であること。
  - (4) 会則など活動に関する規約を定めていること。
  - (5) 継続して活動していること。
  - (6) 活動を区民に公開できること。
  - (7) 営利事業を行っていないこと。
  - (8) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持していないこと。
  - (9) 特定の宗派を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援していないこと。
- 2 成増社会教育会館の音楽練習室だけを利用する場合は、前項第 1 号の「4 人以上」を「3 人以上」とし、同項第 4 号及び同項第 6 号の要件は適用しない。
- 3 学習機会の提供など広く区民と学習活動を共有することを目的としている団体については、第 1 項第 2 号及び同項第 3 号の要件は適用しないことができる。

### (利用者の範囲)

第 4 条 会館の施設（付帯設備を含む。以下同じ。）を利用できる者は、条例第 1 条に規定する目的を実現するため次に掲げるものとする。

- (1) 区及び板橋区教育委員会
- (2) 社会教育関係団体（以下「団体」という。）
- (3) その他教育委員会が必要と認める公共的団体

2 利用日の 3 日前以降に会館の施設に空きがある場合は、前項各号に規定する者以外で前条第 1 項第 7 号から第 9 号までの要件を満たす者も利用できるものとする。

### (登録)

第 5 条 会館の施設を利用しようとする団体は、あらかじめ団体登録申請書（別記第 1 号様式）、会員名簿（別記第 2 号様式）及び会則など活動に関する規約を提出し、板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に団体の登録をしなければならない。ただし、東京都板橋区施設管理システムの利用者登録に関する規則（平成 10 年教育委員会規則第 11 号。）第 5 条の規定による利用者登録の申請を併せて行う場合については、団体登録申請書及び会員名簿の提出は要しないものとする。

(登録事項の変更)

第6条 登録団体は、登録事項に変更があったときは、教育委員会に届け出なければならない。

(登録の更新)

第7条 登録の期間は、平成14年3月31日までとし、それ以降は3年ごとの年の3月31日までとする。

- 2 登録団体が登録を更新しようとする場合は、登録の期間の終了する2月前から1月前までに第5条の規定による登録に必要な書類を提出し、教育委員会に更新を申請しなければならない。

(登録の廃止)

第8条 教育委員会は次の各号の一に該当する場合は、登録を廃止するものとする。

- (1) 登録団体が、教育委員会に登録の廃止を申請したとき。
- (2) 登録が更新されることなく、登録期間を経過したとき。
- (3) 第3条各号に定める要件に該当しなくなったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が施設管理上必要があると認められるとき。

(登録事項の公開)

第9条 登録団体は、区民の社会教育活動の振興に資するため、サークル連絡票(別記第3号様式)を作成し、会館において公開するものとする。

(施設運営への参加)

第10条 登録団体は、毎年開催する会館の施設運営に関する利用者懇談会に参加しなければならない。

(会館事業への参加)

第11条 登録団体は、団体の活動を広く紹介し、学習成果を区民に発表する事業(作品展、サークルフェスティバル等)に参加するよう努めなければならない。

- 2 登録団体は、団体の学習を団体だけに止めず、他の団体や区民との相互学習を広げる事業(区民創作講座、区民シンポジウム等)に参画するよう努めなければならない。

(委任)

第12条 この基準に定めるほか会館の利用に関し必要な事項は、社会教育会館長が別に定める。

付則

- 1 この基準は、平成11年4月1日から施行される。
- 2 この基準の施行前に、社会教育会館になされた団体の登録は、この基準の登録とみなす。